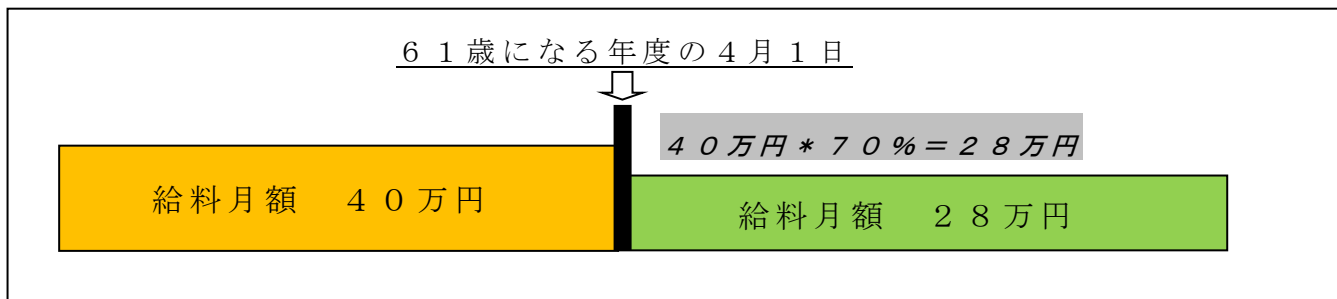


議案第 7 7 号 調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 給料月額 7 割措置（附則第 3 項関係）

当分の間，職員が 6 0 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後の給料月額は，当該職員に適用される給料月額の 7 割とします。

【給料月額 7 割措置のイメージ】



2 管理監督職勤務上限年齢調整額の支給（附則第 5 項関係）

役職定年により管理職から係長職以下に降格するため，降格後の給料月額 7 割措置が 6 0 歳当時の給料月額 7 割を下回る場合，その差額を調整額として支給します。

【管理監督職勤務上限年齢調整額のイメージ】

